

パパ・ママのための仕事と育児の両立を支援する制度

妊娠

出産予定日を勤務先に報告しましょう。産前・産後休業、育児休業などの予定も早めに伝えておきましょう。

出産



1歳

3歳

6歳
3月31日まで



お父さん、お母さん
僕たちも応援してるよ♪

小学校ご入学おめでとうございます
これからも、仕事に子育てに、お父さん、お母さんのご活躍に期待しています



時間外・休日労働、深夜業の制限 [Link](#)

身体の負担が少ない業務への変更 [Link](#)

妊産婦検診・保健指導受診のために必要な時間の確保 [Link](#)

医師・助産師から休憩や勤務時間の短縮などの指導を受けた場合、必要な措置 [Link](#)

指導内容を伝えるときは、「**母性健康管理指導事項連絡カード**」[Link](#) (ほとんどの母子健康手帳に載っています)を活用しましょう。



*1 育児休業制度

- 子育て夫婦を応援 (パパ・ママ育休プラス)**
父母ともに育児休業をする場合は、**1歳2か月まで**取得できます。父母それぞれが取得できるのは、最長1年です。(母は、出産日+産後休業+育休=最長1年) 育児休業は父母同時でも、交代しても取得できます。
- 1歳6ヶ月までの育児休業の延長**
認可保育所に入所できない場合、**1歳6か月**まで休業できます。

*2

- 3歳まで、 **短時間勤務制度** (1日6時間) を利用できます。
 定時で帰ることができます (**残業(所定外労働)の免除**)

*3 子の看護休暇

日数：子が1人であれば年5日、**2人以上であれば年10日**
疾病にかかった子を看護する以外にも、**予防接種や健康診断**を受けるためにも利用できます。

マザーズコーナー [Link](#)

(甲府市住吉1-17-5 TEL055-232-6060 部門コード 43#)



山梨県子育て就労支援センター [Link](#)

(甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階 TEL055-226-1188)

「マザーズコーナー」「山梨県子育て就労支援センター」では、就職を希望している方に対して、キッズコーナーなど、お子さま連れでも安心して相談ができる環境を整えて、担当者制の職業相談などを行う、総合かつ一貫した就職支援を行っています。*利用料等一切無料です。

認可保育園 [Link](#) 詳しくはこちら! [Link](#)

- どんな場合に入所できますか?
→保護者が昼間働いているなどで、子どもを家庭で保育できない場合に入所できます。
- 保育園には何歳から入所できますか?
→0歳(乳児)から小学校就学前までの子どもが入所できます。
- 申込みはどのようにすればいいでしょうか?
→希望する保育園をお住まいの市町村役場に申し込みます。

経済的支援等



出産育児一時金 (子1人につき42万円)

出産手当金 (ママ)
(標準報酬の2/3)

育児休業給付金 (パパ・ママ)
(休業開始時賃金日額の50%)

ハローワーク [Link](#)

それぞれ申請手続きが必要です。

社会保険



要支払期間

免除期間

(産前・産後休業と育児休業の期間のみ)

要支払期間

育休中の保険料免除又は育児短時間勤務を利用して保険料が低くなった場合も、標準報酬額を従前水準とみなして年金受給時に給付算定されます。

雇用保険



要支払期間

給料が0円の場合、個人の保険料負担なし

- **有期の契約社員**や**パート**、**派遣労働者**の方も、産前・産後休業、母性健康管理措置など妊娠・産後期の制度を利用できます。また、一定の要件を満たせば、育児休業やこのパンフレットで紹介した制度を利用できます。
- 詳しくは、**山梨労働局雇用均等室**へお問い合わせください。